

新潟縣小學作法書

中野豐記
中澤中編輯

一

271
2
19

35

K110.11
6

B 2

410



中野豐記
編輯
中澤中

新潟縣小學作法書

版權
免許
精勤堂
巢枝堂
藏版

新潟縣小學作法書

凡例

- 一 此書男女俱ニ守ルヘキ者ヲ輯メ兒童ノ備忘ニ供セントス故ニ文辭ヲ簡單卑近ニシ一讀解シ易キヲ務メタリ若シ其詳細ヲ知ラント欲セハ教授書ニ就キテ見ルヘシ
- 一 凡初等科第五級ヨリ用ヒ第一級ニ終ル其六級ノ如キハ教授書ニ據リテ口授スルモノトス
- 一 書中作法ト心得トヲ混合シ且其順序ノ整ハ

サルモノハ生徒ノカト教授ノ便トヲ量ルモノナリ

一唯礼式ノ一班ヲ舉ケテ其完全ナラサルモノハ初等科ノ児童解スルヲ能ハス又行フヲ能ハス加之時日ノ定限アレハナリ

明治十六年十一月

編者識

新潟縣小學作法書卷の一

中野豊記

中澤中編輯

人ハ幼少のときより作法を習ひ覺ゆべし

若し作法を知らざれば行儀を正しくあることあたはば

朝起きたる時と夜寝んとするときは

父母長上の安否を問ふべし、

朝ハはやく起き、夜ハおろく寝ぬ、父母長上ふつかふづし、

父母長上の呼ばつ時ハ速小行くと

父母長上の前小到らば、両手を著きて、命をうくとべし、

事を命せらる時ハ直小之を行ふべ

假令如何なる事なりとも、厭ひたる容態をなすこと勿れ、

兄弟ハ弟妹を愛し、弟妹ハ兄弟の命に従ふべし、

兄弟互ふおとばづのひを丁寧にするべし、

又互小衣服、食物などを羨むをからぬべし、

兄弟ハ弟妹の物を奪ふこと勿れ、
弟妹ハ兄弟の物を弄ぶこと勿れ、
長者に先ちて、飲食をさること勿き、
長者の上にお座すべからば、
人とならびて、物を見留時ハ之を人の
前にねくをす、
人の未だ見たらざる物ハ之を、
かへさべからず、

人と共小物を弄ぶときは、先づ之を人
に與へ、決して先を争ふべからば、
人より物を賜るときハ、両手おて受け、
戴きて禮辭を述べ、
貰ひたる物ハ何にても大切なる之
を人お與へ、又ハ毀損すべからば、
人より物を貰ひるときは、必ず之を
父母お告ぐべし、

火鉢又ハ器具等のある側にて戯す
こと勿き、

火ハ決して弄ぶてゝらば、

障子襖等を汚損せらば、

庭又ハ玄關などへ、妄小唾はくづてゝら
ず、

下に物置らば、除けて、行き決して踏こ
ゆづからず、

足を以て物を除くること勿れ、

病人ある時ハ静にして、立さるゝづか
らむ、

家を出入する時ハ必ず、父母長上に其
由を告ぐべし、

遊小出づる時ハ、父母の許可を受くべ
し、

学校の途中にて、遊ぶべからば、

履物ハ能くなほしてまき揃つてぬく
を、
他人の履物を踏み、又ハ傘を倒すこと
勿れ、
他人の履物又ハ傘などを間違ふこと
勿き、
はだありにて地上に出づるゝらば、
地上お坐して遊ぶべうらば、

外ふて物を食ひ、又ハ脚などを踏まづ
あらば、
往來の人を、そしり笑ふべからば、
病人ある家の近辺みて、遊ぶべからば、
道ハ中央を行き、塀垣等に、うらぶら
す、
道の惡しき時々、心を用ひて、衣服を汚
すこと勿き、

往来に立ち止まり又ハ人かほさまあつ
るぶららば

路ハ徐か歩行して漫か走らばからば
如何に急ぐ時にても角ハ徐かまがる
づ

立ちて拜するにハ両手を膝まで下げ
體を前かかむづ

坐して拜するにハ両手を下かつき體

を俯すづ

拜する時を敬みを丁寧かをすづ

人立ちて禮する時ハ已も立ちて禮す

を

人坐して禮する時は已も坐して禮を

づ

膳か向ふときハ容を改めて正しく坐

すづ

菜のよしを言ふべからば、

食物を落し、飲物をこぼすめと勿れ、

若し、食物を落したる時ハ、徐か拾ひて、

小皿小八等づゝ、

箸めて、器物をたゞづゝからば、

指にて物をはさまし、食ふづゝからば、

食物を呑みて物を見又ハ、ものゝみづ

からば、

何程いゝがしき時ありとも、大口に喰

ふづからば、

人より後きて、餘り長く食すべからず、

歩きたまはら、物を食まづからば、

新瀉縣

第一

新瀉縣小學作法書卷の一終